様式第40号(第32条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

所　在　地

名　　　称

代　表　者　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　印

特定教育・保育施設確認通知書

　申請のあった特定教育・保育施設の確認については、子ども・子育て支援法第31条第１項の規定により、次のとおり利用定員を定めて確認しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施  設 | 特定教育・保育施設の区分 | □　認定こども園（幼保連携型） | |  | |
| □　認定こども園（幼稚園型） | |  | |
| □　認定こども園（保育所型） | |  | |
| □　認定こども園（地方裁量型） | |  | |
| □　幼稚園 | |  | |
| □　保育所 | |  | |
| 名称 |  | | | |
| 所在地 |  | | | |
| 確認年月日 | 年　　　月　　　日 | | | |
| 利用定員 | １号認定 | 人 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
| 人 | 人 | 人 |
| ２号認定 | 人 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
| 人 | 人 | 人 |
| ３号認定 | 人 | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 |
| 人 | 人 | 人 |

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。